

第7回 議員定数等議会活性化特別委員会

令和8年5月18日(月)
13時30分～ 時 分
全 員 協 議 会 室

- 【出席委員】川神委員長、佐々木副委員長
今田委員、遠藤委員、足立委員、笹田委員、芦谷委員、西田清久委員
【議長団】澁谷議長
【事務局】下間局長、濱見書記
-

議題

- 1 前回の振り返り
- 2 職員向けハラスメント実態調査アンケート
(1) 各会派意見
- 3 浜田市議会政治倫理条例の逐条解説
(1) 各会派意見
- 4 議会基本条例の運用等（採択した請願及び陳情への対応）
(1) 各会派意見
- 5 その他

○次回開催 月 日 () 時 分 場所

第6回 議員定数等議会活性化特別委員会 要点

令和8年4月22日

1. 決定・確認された事項

○職員向けハラスメント実態調査アンケート案の方向性

調査目的の明確化：

- ・ 条例制定に向けた議会の「本気度」が伝わるよう、より強い表現（例：「条例制定に向けて」）に文言を修正する方針を確認した。

設問の追加・修正：

- ・ ハラスメント行為の頻度（1回、複数回、継続的）を問う設問を追加する。
- ・ ハラスメント行為によって受けた影響（業務への支障、精神的ストレス等）を具体的に記述してもらうよう、設問を工夫する。
- ・ 市議会議員からのハラスメントについては、より具体的な行為内容（高圧的発言、人格否定等）を選択できる設問を検討する。

議員名の記載：

- ・ アンケート内で議員名を任意で記載する項目を設けることについて、まずは各会派に持ち帰り、全議員の了承を得る方向で検討を進めることを確認した。

実施時期・期間：

- ・ 最終的なアンケート案が固まり次第、執行部と協議の上、実施時期と期間を決定し、その調整は正副委員長に一任することを確認した。

○浜田市議会政治倫理条例の逐条解説

- ・ 各委員が内容を確認し、会派に持ち帰って再度検討することとした。
- ・ 一部の文言（「権力者ではない」の削除）について修正することで合意した。
- ・ 6月4日の全員協議会で全議員に周知する予定であることを確認した。

○議会基本条例の運用（採択した請願・陳情への対応）

- ・ 現状の運用では、採択後の進捗状況の検証が不十分であるとの共通認識に至った。
- ・ 具体的な改善策（進捗管理表の作成、HPでの公表、委員会での検証義務化など）について、各会派に持ち帰り、改めて議論を深めることを確認した。

2. 継続審議・今後の検討課題

○職員向けハラスメント実態調査アンケート案

- ・ 行為者側（管理職等）の視点を問う設問の追加について、その必要性和設問の具体的手法を引き続き検討する。
- ・ 議員名を記載することの是非と、その場合の個人情報保護や心理的安全性確保の在り方。

○議会基本条例の見直し（採択した請願・陳情への対応）

- ・ 採択された請願・陳情のすべてを検証対象とするか、あるいは重要度に応じて委員会で対象を絞るかについて、意見が分かれており、継続して検討が必要。
- ・ 検証の主体（常任委員会か、全員協議会か）と、その具体的な運用方法。
- ・ 執行部への定期的な報告を義務付ける制度の構築について。

3. 次回までの宿題・アクション

【各委員】

ハラスメント実態調査アンケート案：

- ・ 議員名を任意記載する項目を設けることの是非について、各会派の意見を集約する。
- ・ その他、修正案について意見があれば準備する。

政治倫理条例逐条解説：

- ・ 会派で内容を再検討し、意見を集約する。

議会基本条例の運用：

- ・ 会派で改善策について議論し、意見を集約する。

【正副委員長・事務局】

ハラスメント実態調査アンケート案：

- ・ 本日出された意見（目的の明確化、設問の追加・修正案）を反映した修正案を作成する。

政治倫理条例逐条解説：

- ・ 指摘された箇所の修正を行う。

4. 次回日程と予定議題

○日時：令和8年5月18日（月） 午後1時30分～ ○場所：全員協議会室

○予定議題：

1. 職員向けハラスメント実態調査アンケート案の最終確認と実施に向けた方針決定
2. 浜田市議会政治倫理条例の逐条解説（案）の最終確認
3. 議会基本条例の運用（採択した請願及び陳情への対応）の見直し方針の決定

5. 各議題の議論概要（詳細）

○職員向けハラスメント実態調査アンケート案について

調査目的の表現：

- ・ 多くの委員から、条例制定に向けた議会の強い意志を示すため、目的の文言をより明確かつ力強い表現にすべきとの意見が出された。「条例制定に向けて」「実態を重く受け止め」等の文言を盛り込む方向で合意した。

設問内容の拡充：

- ・ ハラスメントの「回数」や、それによって受けた「影響」を具体的に問う設問を追加すべきとの提案があり、了承された。また、市議会議員からの行為については、より詳細な行為類型を選択できる設問を検討することになった。

議員名の記載：

- ・ 議員名を任意で記載する案が遠藤委員から提案された。これに対し、議員の自覚を促す効果を期待する意見と、職員の心理的負担や全議員の合意形成の必要性を懸念する意見が出され、まずは各会派で慎重に検討することとなった。

行為者側の視点：

- ・ 西田委員から、ハラスメントを行った側の認識を問う視点の必要性が提起されたが、今回はまず受けた側の実態把握を優先し、自由記述欄で促す形を検討することになった。

Web アンケートの仕様：

- ・ 事務局から、回答に応じて設問が分岐する機能や、自由記述欄の文字数等について説明があり、複数事象の回答も可能な設計であることが確認された。

○浜田市議会政治倫理条例の逐条解説について

- ・ 事務局が作成した逐条解説案について、委員から内容の確認が行われた。
- ・ 今田委員より、解説中の「権力者ではない」という表現が不適切ではないかとの指摘があり、当該文言を削除することで合意した。
- ・ 遠藤委員から、条例の法的拘束力に関する質問があり、辞職勧告等に法的強制力はないものの、議会の意思を示す重い措置であることが確認された。
- ・ 最終的な確定に向け、各会派で内容を再確認し、6月4日の全員協議会で周知するスケジュールが共有された。

○議会基本条例の運用（採択した請願及び陳情への対応）について

- ・ 議会運営委員会からの付託を受け、採択した請願・陳情の事後検証が不十分であるという課題認識が共有された。
- ・ 浜風の郷、公明クラブから提出された改善案（進捗管理表の作成とHPでの公表、委員会による検証の義務化等）を基に議論。
- ・ 佐々木副委員長から、請願・陳情の件数が膨大であるため、全ての案件を対象とするのではなく、委員会で検証対象を絞るべきではないかとの問題提起があった。
- ・ これに対し、笹田委員からは、採択されたものは全て真摯に受け止め、検証の要否は委員会で判断すべきとの意見が出された。
- ・ 議論の方向性が多岐にわたるため、この件についても各会派で具体的な運用方法を検討し、次回委員会で方針を決定することになった。

職員向けハラスメント実態調査アンケートに係る各会派意見

1. 議員名を任意で記載する項目の設置について

会派	意見の概要
浜風の郷	「行為者の氏名欄」を設ける。理由は、知らない内にハラスメントをしている場合があることを知るため。
創政クラブ	議員名を任意で記載する項目を設けることについて可とする。
市民クラブ	※ 後述の匿名性確保について懸念あり
公明クラブ	名前を書くことには良しとするが、職員さんは書かないと思われ、意味がないかもしれない。

2. 調査目的および実施方法・匿名性について（市民クラブ意見）

項目	市民クラブからの指摘内容
調査目的と責任の所在	<ul style="list-style-type: none"> 「全職員の実態や意見を聞かせてほしいので協力をお願いしたい」という議会の総意として、合意のうえで実施すべき。 調査結果（公文書）の慎重かつ厳正な取扱いが重要。開示請求があった場合の扱い、行政訴訟等に発展した場合の責任の所在（市長・議長・委員長）を明示すべき。
実施方法 (匿名性の確保)	<ul style="list-style-type: none"> 現在の WEB 集約方式では匿名性の確保が不十分。 フォーマットに入力・プリントアウトしたもの（白紙可）を封印し、名簿でチェックして全回収するなどの改善策を検討すべき。その際、執行部の協力を求めるための協議が必要。

行政相談における「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応

令和7年4月
総務省行政評価局

1. 背景・趣旨

- 近年、悪質クレームなど顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントが社会問題となっており、国、自治体、企業その他各種団体においては、対策が進められている。とりわけ、東京都では、令和7年4月1日から施行される「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」において、国の機関を含む事業者には、必要な体制の整備、ハラスメントを受けた就業者への配慮、防止のための手引の作成その他の措置を講ずるよう努めることとされており、総務省においても、これを踏まえた対応が必要となる。
- 少子高齢化・人口減少の下で、国の行政の担い手の確保がますます難しくなる中、職員一人ひとりの健康を確保し、働きがいを持って業務遂行できる勤務環境の整備が最重要課題である。
- 当省が行っている行政相談においても、業務の範囲を超える要求や、社会通念上明らかに程度を越える手段・態様による要求への対応が看過できない問題となってきたことから、窓口対応に従事している職員を守るとともに、行政相談の機能を十全に発揮させるため、こうした業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談について、対応方針を特に定めることとする(※)。

※ 令和2年6月施行の人事院規則10-16（パワー・ハラスメントの防止等）等において、パワー・ハラスメントの防止に必要な措置を講ずることが各省各庁の長の責務とされ、その責務には、各省庁の行政サービスの利用者等からの言動で、当該省庁の業務の範囲や程度を明らかに超える要求をするものに関する苦情相談があった場合、組織として対応し、その相談にに対応する職員の救済を図ることも含まれるものとされているが、こうした苦情相談への対応について具体的な内容は示されていない状況である。

2. 「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」の範囲

厚生労働省が令和4年2月に作成した「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等を踏まえると、下記のような行動の例が該当するものと考えられる。

身体的な攻撃	殴る・蹴る、つばを吐きかける
精神的な攻撃	侮辱、差別的な言動、「税金泥棒」といった罵声
暴言	大声・暴言で職員を責める、大声で恫喝、罵声、暴言の繰り返し
脅迫	物を壊す、殺すといった発言による脅し、SNSやマスコミへの暴露をほのめかす、対応者の周辺の物に対する暴力

セクハラ	職員へのつきまとい、わいせつな発言・行為
揚げ足取り・ 言いがかり	言葉尻を捉える・粗探しをしてくる、当初の話からのすり替え、 揚げ足取り、執拗な責め立て、「態度が気に入くない」といった 言いがかり
正当な理由の ない過度な要求	制度上対応できないことへの要求、担当業務外の苦情
権威型	正当な理由なく権威を振りかざし要求を通そうとする、お断りを しても執拗に特別扱いを要求、文書等で謝罪や土下座を強要
拘束	長時間の電話、職場外での拘束、夜間の対応要求、職員の自宅へ の個人的な連絡
繰り返し	同じ内容のクレームを繰り返す、電話を終了してもすぐにかけ直 してくる、複数部署にまたがる複数回のクレーム
非協力	説明を聞いてくれない、説明をしても納得・理解してくれない、 謝罪を受け付けてくれない
話し相手	本筋とは関係のない話をする、自己主張ばかりで話が進まない
上司の要求	上司等による対応を要求する
人事への口出し	特定の人物を名指して「あいつをやめさせろ」、「前の担当の方 が良かったので戻せ」といった要求
無断撮影	カメラやスマートフォン等による職員や職場の無断撮影
投稿	雑誌やミニコミ誌への投稿、対応状況や職員の名前等をSNSや動 画共有サイトへ投稿

3. 「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」に対する対応方針

上記2の行動があった場合は、「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」に該当するものとして、以下の対応を行うものとする。また、以下の対応を行っても状況が継続する場合は、必要に応じて、警察への通報や法的措置などの措置を講じる（特に、暴力型や威嚇・脅迫型のように職員の身の安全に関わるものは、躊躇なく警察に通報等の措置を講じる。）。

（1）電話又は来訪による相談の場合

【基本方針】

相談者への対応の中で、相談者から上記2の行動があった場合は、

- ・ まずは、相談者に、不当な要求や著しい迷惑行為があったことを伝え、やめるよう求める。
- ・ それでも行動が継続する場合は、不当な要求や著しい迷惑行為を伴う要求には対応できないことを伝えた上で、対応を打ち切ることを明確に伝え、対応を打ち切る（電話の場合は、電話を切る。来訪の場合は、対応を打ち切り、退去を求める。）。

【タイプ別の方針】(※)

※ 厚生労働省が作成した「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等を参考に分類した。
() 書は、上記2の行動例の中でそれぞれの型に該当する主なもの。

- ① 時間拘束型（揚げ足取り・言いがかり、正当な理由のない過度な要求、拘束、繰り返し、非協力、話し相手）
 - ・ 行政相談での対応や解決ができない要求については、対応できない理由（行政相談の範囲を超える要求である、解決すべき具体の困りごとがない、相談内容や事実関係がわからない等）を説明し、要求には応じられないことを告げる。それでも相談が続く場合（最長でも30分）は、対応を打ち切る。
 - ・ 一度の電話又は来訪の中での同様の内容の繰り返しについては、3回目と思われた時点で繰り返しになっていることを伝え、新たな情報がないようであれば対応を終了することを伝えて、対応を終了する。

- ② リピート型（正当な理由のない過度な要求、繰り返し、非協力、話し相手）
 - ・ 既に一度対応を完了した内容についての再度の相談（2回目の相談）においては、既に対応済みであり、（新たな事実の判明などの状況変化がない限り）結論が変わることはないことを説明し、次回以降は対応しかねることを伝える。
 - ・ 同じ相談者からのそれ以降の相談（3回目以降の相談）については、前回までの相談と異なる内容かどうかを確認し、同様の内容と判断した場合はその時点で、
 - i) これ以上の対応はできないため対応を打ち切ることを伝えるとともに、
 - ii) 同様の内容でのこれ以上の相談はやめるよう求め、対応を打ち切る。

- ③ 暴言型（精神的な攻撃、暴言、脅迫、投稿）
 - ・ 以下の行動があったときは直ちにやめるように求める。その際、感情的になっているようであれば、冷静になるように求める。
 - i) 大声を張り上げる行為（理由：恐怖を与える、萎縮させる、周囲の迷惑となる）
 - ii) 侮辱的な発言や名誉毀損、人格を否定する発言（理由：ハラスメントに当たる）
 - ・ やめない場合は、対応しかねることを伝えて対応を打ち切る。

- ④ 暴力型（身体的な攻撃、脅迫）
 - ・ まずは、行為者から危害が加えられないよう一定の距離を保つ等、最優先で安全を確保する。
 - ・ その上で、やめるように求めるとともに、やめなければ警察に通報することを伝え、やめない場合は、対応を打ち切り、警察に通報する。

⑤ 威嚇・脅迫型（脅迫、無断撮影、投稿）

- ・ 対応者が威嚇・脅迫と感じる言動があったときは、威嚇・脅迫と感じさせる言動であることを伝え、やめるように求めるとともに、やめなければ警察に通報することを伝える。
- ・ やめない場合は、対応しかねること及び警察に通報することを伝えて対応を打ち切り、警察に通報する。

⑥ 権威型（権威型、上司の要求、人事への口出し）

- ・ 不当な要求や特別扱いの要求には、毅然として応じない。

⑦ セクシャルハラスメント型（セクハラ）

- ・ セクハラであることを伝え、やめるよう求める。
- ・ やめない場合は、対応しかねることを伝え、対応を打ち切る。

(2) 来訪による相談の場合の留意事項

- ・ 暴力型や威嚇・脅迫型のように身の安全に関わる可能性があるため、原則として複数名で対応する。
- ・ 対応を打ち切り、退去を求める際や、退去の求めに応じないことから警察に通報する際には、警備員がいる庁舎では警備員と連携を取りながら対応する。

(3) メール等文書による相談の場合

① リピート型・一斉送信型

（揚げ足取り・言いがかり、正当な理由のない過度な要求、繰り返し、非協力）

- ・ 既に一度対応を完了した内容についての再度の相談（2回目の相談）においては、既に対応済みであり、（新たな事実の判明などの状況変化がない限り）結論が変わることはないことを説明し、次回以降は対応しかねる（返信しかねる）ことを伝える。
- ・ 同じ相談者からの同旨での3回目の相談においては、
 - i) これ以上の対応はできないため、同様の内容でのこれ以上の相談はやめるよう求めるとともに、
 - ii) 仮に、同様の内容と判断される相談がなされた場合は、返信しないことを伝える。
- ・ それでも同旨での相談が続く場合は、返信しない。

② 暴言型、威嚇・脅迫型、セクシャルハラスメント型

（精神的な攻撃、暴言、脅迫、セクハラ、投稿）

- ・ 侮辱的な内容や名誉毀損、人格を否定する内容、威嚇・脅迫とを感じる内容、セクハラとを感じる内容があった時は、
 - i) やめるように求めるとともに、

- ii) 仮に以後の相談の際に同様の内容があった場合は、応対しかねる（返信しかねる）ことを伝える。
- ・ 同じ相談者からの以降の相談において、暴言等に当たる内容があった場合は、返信しない。

③ 権威型（権威型、上司の要求、人事への口出し）

- ・ 不当な要求や特別扱いの要求には、毅然として応じない。

4. その他留意事項

- ・ 行政相談は、国民の行政に関する困りごとを把握し、その解決の促進を図るものであるため、まずは国民からの相談に「きくみみ」を持って耳を傾ける必要があることを忘れてはならず、軽々に「業務の範囲や程度を明らかに越える苦情相談」と判定して相談者からの正当な相談を打ち切るようなことは、厳に慎まなければならない。
- ・ 電話及び来訪による相談については、相談内容の正確な把握・記録のため、原則として録音をする。
- ・ 行政相談においては、相談毎に担当者を固定せず組織として対応していることに加え、近年では、SNS等への投稿被害から職員を保護する必要も増してきているため、原則は氏名を名乗らないこととする。ただし、業務上必要と判断した場合は、この限りではない。

Web アンケート「Logo フォーム」職員対象ハラスメント実態調査

- 赤字 … 第6回特別委員会が出た意見を反映
- 青字 … 各会派から出た意見を反映

職員対象ハラスメント実態調査アンケート（案）

1. 調査の目的

浜田市議会では、市職員の皆さんが直面している実態を重く受け止め、ハラスメントを許さない地域社会の実現に向け、ハラスメントのない健全で働きやすい職場環境及び議会環境を確保することを目指しています。

この目的を達成するため、ハラスメント防止に関する条例制定に向けて、市職員の皆さんが直面している実態や率直な意見を把握するためのアンケート調査を実施します。

本調査は、全職員の実態やご意見をぜひ聞かせていただきたいという「議会の総意」として、皆様にご協力をお願いするものです。

本調査は無記名で行い、個人の特定や人事評価等への影響は一切ありません。また、回答データの集計結果は統計的に処理し、個人が識別できない形で取り扱います。

【要確認】 情報公開請求等があった場合の不開示の取扱いや、万が一行政訴訟など本調査に起因する問題が発生した場合の責任の所在（議長・委員長）を明確にし、皆様への不利益は生じさせません。

2. 調査対象

全正規職員および会計年度任用職員

3. 実施方法

Web フォームによる回答（PC またはスマートフォン）

※ 匿名性を担保するため、ログイン ID 等は収集しません。

【要確認】（匿名性を完全に確保するため、名簿での提出チェックによる「全数回収」）

4. 質問項目（案）

【問 1】 過去（直近 3 年間程度）に、業務に関連して「ハラスメント（嫌がらせ）」を受けたと感じたこと、または見聞きしたことはありますか。

1. 自分が受けたことがある
2. 他の職員が受けているのを見聞きしたことがある
3. ない

（以下、問 1 で「1」または「2」と回答した方への質問）

【問 2】 それは、誰からの行為でしたか。

1. 上司・先輩
2. 同僚・部下
3. 市議会議員 … 追加質問【問 2-1】へ

浜田市議会政治倫理条例逐条解説（案）に係る各会派意見

該当箇所	会派	意見の概要	対応案・協議事項
第3条第1号② （議場等での振る舞い）	創政 クラブ	例示（居眠り、私語、遅刻の常態化など）が広すぎる。これらは議長の指導範囲であるべきで、基準違反とまで規定すべきではない。	過度な例示を削除、または表現を緩和する。
第3条第6号 （ハラスメントの禁止）	創政 クラブ	「行為者の意図にかかわらず」とあるが、「社会通念上の相当性（行為や状況に照らして）」「議員の職務上の指導（問題解決と改善）」との区別を明らかにした方がよい。	社会通念上妥当な範囲の指導等のニュアンスを解説に追記。
第3条第7号 （SNS・情報発信）	創政 クラブ	④「いいね」も違反になりうる、⑤「個人の見解です」は無効とするのは、表現の自由の観点から規定しすぎ。条例文に沿うべき。	該当の④および⑤の解説項目を削除・修正。
第3条第7号② （一般市民や一般職員に対する言及）	浜風の郷	解説の「一般職員（特定の課長や担当者）」について、部長が除かれると解されるので「一般」とカッコを削除して「市の職員」と解した方がよい。	市の職員へ変更
第8条 （審査会の調査権限）	創政 クラブ	「強力な調査権限」とあるが、実際には行政調査権に近く強制力はなく、出席可否に刑罰はないため、過剰な表現である。	「強力な」等の表現を削除し、客観的な表現に修正。
全体を通して	公明 クラブ 市民 クラブ	【公明】案の通りでよい。 【市民】議会での共有、理解を深めることにつながる。引き続き情報収集、啓発を進める。	

浜田市議会議員政治倫理条例【逐条解説】

条文	逐条解説
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）第20条の規定に基づき、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>【解説】</p> <p>本条は、本条例の制定目的と基本理念を定めるものです。本条例が浜田市議会基本条例第20条の規定に基づくものであることを明記し、市政が市民の厳粛な「信託（主権者である市民から、市政の意思決定や監視という重要な役割を預かっていること）」によるものであることを確認しています。</p> <p>本条は、本条例の目的を明らかにしたものであり、各条文の解釈及び運用の基本となるものです。</p> <p>市政は市民の厳粛な信託に基づくものであり、議員はその信託に応える責務を負うものです。議員は特定の個人又は団体の利益にとらわれることなく、市民全体の奉仕者として行動することが求められます。</p> <p>また、議員が常に良心に従い、誠実かつ公正に職務を遂行すべきことを明らかにするとともに、政治倫理の確立及び向上を通じて、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを本条例の目的としています。</p>
<p>(議員の責務)</p> <p>第2条 議員は、市民全体の奉仕者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚するとともに、市民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、地方自治の本旨に従って、その使命を達成するよう努めなければならない。</p> <p>2 議員は、市民の要請に的確に対応できる識見を常に養うとともに、市民全体の福祉の増進を図るために行動するよう努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>議員が常に自覚し、実践すべき責務を規定しています。</p> <p>第1項は、議員の権能が個人的な特権ではなく、市民全体のために行使すべきものであることを示しています。</p> <p>第2項は、市民の多様な要請に的確に対応するため、常に自己研鑽に励み、識見を養うべき努力義務を定めています。</p> <p>第3項においては、「説明責任」を明記しています。議員の活動は市民の負託によるものである以上、そのプロセスや結果を積極的</p>

条文	逐条解説
<p>3 議員は、情報公開の原則に基づき、議会及び議員活動について積極的に市民に明らかにし、その説明責任を果たすよう努めなければならない。</p>	<p>に情報公開し、市民に対して自ら説明する責務があることを示しています。これは、後述する第3条第2項の「疑惑解明の責務」の前提となる極めて重要な規定です。</p>
(政治倫理基準の遵守等)	
<p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>本条例の中核をなす規定であり、第1条の目的を達成するために議員が遵守すべき具体的な行為規範（してはならないこと）を列挙しています。これらに反する疑いがある行為は、第4条に基づく審査請求の対象となります。</p> <p>政治倫理基準を明確にすることは、次の3つの重要な意義を持ちます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①議員自身の自己規律の明確な指針となること。 ②市民や他の議員が審査請求を行う際の要件を客観化すること。 ③議員に対する攻撃目的等の恣意的な審査請求を防止すること。
<p>(1) 市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為をしないこと。</p>	<p>【第1号（品位・名誉の保持）】</p> <p>【解説】</p> <p>議員という職制に対する市民の信頼を失墜させる行為の禁止です。</p> <p>【違反となる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市民全体の奉仕者としての自覚を著しく欠く行為 一部の特定の個人や団体の利益のみを代弁・優先した行動、公私の混同、特権的な振る舞いや市民に対する高圧的な態度など、「全体の奉仕者」としての公平性や高い倫理観を欠き、市民の不信を招く行為は本号違反となります。 ② 議会運営に問題を起こす行為（議場等での振る舞い） 議員には議場での自由な発言が保障されていますが、地方自治

条文	逐条解説
	<p>法に基づく「言論の品位」や「秩序保持」のルールの逸脱は許されません。</p> <p>不適切な発言を度々行ったり、議長や委員長の制止・指示に直ちに從わず議事進行に支障をきたす行為は、議会の権威を著しく損なうものです。たとえ後で発言を取り消したとしても、あるいは最終的に指示に從ったとしても、円滑な議会運営に支障をきたし、秩序を乱す行為を繰り返すこと自体が倫理基準違反（品位の失墜）に該当します。</p> <p>また、発言上の問題に限らず、正当な理由のない欠席や遅刻・離席の常態化、議場における不真面目な態度（居眠り、私語など）の反復等、議会の構成員としての職責を軽視し、議会の品位を損なわせる行為も対象となります。</p> <p>③ 議会外での品位失墜行為</p> <p>議会内の言動にとどまらず、私生活上の著しいトラブルや法令違反等により、報道等を通じて議会全体の信頼を現実に損なわせた場合も対象となります。</p>
<p>(2) 市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。</p>	<p>【第2号（金品授受の禁止）】</p> <p>【解説】</p> <p>典型的な贈収賄のみならず、口利きの見返りとしての謝礼や、実態のない顧問料の受領等も含まれます。</p> <p>社会通念上妥当と認められる範囲の私的な冠婚葬祭の祝儀・香典（公職選挙法で禁止されるものを除く。）や、個人的な関係に基づく少額の品物のやり取りまでを禁ずるものではありません。ただし、境界線が曖昧になりやすいため、市民から疑念を抱かれることのないよう、議員自らが厳格に律する必要があります。</p>
<p>(3) 市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。</p>	<p>【第3号（人事への介入禁止）】</p>

条文	逐条解説
	<p>【解説】 行政の公平性・中立性を担保するため、職員人事に対する議員の不当な介入を禁じます。対象となる「職員」には正規職員だけでなく会計年度任用職員等も含まれます。 働きかけの成否や金銭等の対価の有無は問いません。その行為を行った時点で違反となります。</p> <p>【違反となる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の受験者の名前を挙げ、採用試験での配慮を求めること。 ・特定の職員の昇任や、特定の部署への異動（または異動させないこと）を人事担当者に要求すること。
<p>(4) 市又は市が出資その他財政支援を行う法人等（以下「市等」という。）の職員に対し、嫌がらせ、どう喝、強要その他の行為により、その公正な職務の執行を妨げないこと。</p>	<p>【第4号（職員の公正な職務執行の妨害禁止）】</p> <p>【解説】 議員の優越的な立場を背景とした不当な圧力により、行政の中立性や適法性が歪められることを防ぐ規定です。「市等」には、市が出資している外郭団体等が含まれます。</p> <p>【違反となる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法な建築物に対する指導を見逃すよう圧力をかけること。 ・特定の個人や団体の税金の滞納処分（差押え等）を待つよう不当に要求すること。 ・要求を通すために、大声を上げたり、人事上の不利益（「異動させるぞ」「処分させるぞ」等）、SNS等への掲載をちらつかせたりすること。
<p>(5) 法令に定める正当な権限に基づくことなく、議員個人で市等に対し、申入れ又は要望に応じるよう執ように要求しないこと。</p>	<p>【第5号（執拗な要求の禁止）】</p> <p>【解説】 市民からの要望を行政に届けることは議員の重要な役割ですが、それが法令上の権限を超えた「議員個人の不当な圧力」となること</p>

条文	逐条解説
<p>(6) ハラスメント(行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</p>	<p>を戒める規定です。</p> <p>地方自治法においては、議会及び委員会については調査権を規定されていますが、議員個人の調査権は規定されていません。このため、議員個人の申入れ又は要望に対する行政側からの回答は、任意とされています。</p> <p>「執ように(しつこく)」とは、行政側が法令や公平性の観点から「対応が難しい」旨を回答しているにもかかわらず、合理的な理由なく何度も面会を求めたり、長時間の居座りによって他の業務に支障が生ずるような要求を繰り返す態様を指します。</p> <p>【第6号(ハラスメントの禁止)】</p> <p>【解説】</p> <p>近年社会問題化している各種ハラスメントを明確に禁止する条項です。ハラスメントを「行為者の意図にかかわらず」と定義しています。</p> <p>【違反となる例】</p> <p>①行為者の主観的意図の否定</p> <p>議員側に相手を傷つける意図がなく、「正しいことを教えるための厳しい指導だった」「冗談のつもりだった」といった主観的な意図であったとしても、客観的にみて相手方を不快にさせ、尊厳を傷つける行為であればハラスメントに該当します。判断の基準は行為者の意図ではなく、客観的な妥当性と相手方の受け止め方にあります。</p> <p>②相手方の言動を理由とした自己正当化の禁止</p> <p>自らのハラスメント行為を「相手から先に失礼な態度をとられた」「やり返ただけである(正当防衛である)」と主張して自己弁護するケースがあります。しかし、本条例は議員自身の倫理</p>

条文	逐条解説
<p>(7) 発言又はチラシ、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の媒体を利用した情報発信において、個人又は法人その他の団体の名誉を毀損し、個人の人格を損ない、又は不当に個人情報を流布する一切の行為をしないこと。</p>	<p>的振る舞いを問うものであり、相手の言動を理由に自身の不適切な行為が正当化・免責されることはありません。仮に相手の対応に何らかの問題があったとしても、それに対して暴言や威圧的な態度等で「やり返す」行為は、それ自体が独立したハラスメントとして本号違反となります。</p> <p>【第7号（情報発信における名誉棄損等の禁止）】</p> <p>【解説】</p> <p>ネット社会における議員の情報発信責任を定めた規定です。議会内での発言にとどまらず、個人のSNSやビラ配り等、あらゆる媒体が対象となります。</p> <p>議員の政治的言論の自由は最大限尊重されますが、「表現の自由」を逸脱して個人等を攻撃する行為は許されません。</p> <p>【違反となる例】</p> <p>① 政治的批判と個人攻撃・名誉毀損</p> <p>市長や行政の「施策」や「決定プロセス」に対する批判は正当な政治活動です。しかし、政策批判の域を超え、相手の「人格、容姿、出自、私生活」を攻撃することや、「あの業者や市の職員は手抜きをしている」等、真実であるという客観的証拠のないことを摘示して社会的評価を低下させる発言は、名誉毀損に該当します。</p> <p>② 一般市民や一般職員に対する言及（不当な情報流布）</p> <p>権力者ではない一般の市民、請願者、あるいは市の一般職員（特定の課長や担当者）を名指し（又は特定できる形）で批判し、私人としての平穏を害する行為は、著しい人権侵害となります。「公益目的」を主張しても、その個人の实名等を晒す必要性が認められない場合は本号違反となります。</p>

条文	逐条解説
<p>(8) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。</p>	<p>③ 未確認情報（噂・推測）の断定的な発信 「～という噂がある」「～らしい」といった伝聞であっても、それを議員が自身の媒体で発信すれば、市民からは「議員が言うのだから事実だろう」と受け止められます。裏付けのない情報を軽率に発信し、結果として他者の信用を毀損した場合は免責されません。</p> <p>④ SNS特有の機能（拡散・「いいね」等）による加担 自身で直接書き込む行為だけでなく、第三者が発信した名誉毀損や誹謗中傷の投稿を、議員名義のアカウントで拡散（リツイートやシェア）したり、賛意を示す（いいねを押す）などの行為も、状況によっては「不当な情報の流布」に加担したとして本号違反に問われる可能性があります。</p> <p>⑤ 「個人の見解」等の免責文言の無効性 SNSのプロフィール欄や投稿に「これは議員としてではなく個人の見解です」「あくまで個人の感想です」と記載していたとしても、客観的に「浜田市議会議員の発信」として広く認識されている以上、本条例の適用を免れる理由にはなりません。</p> <p>【第8号（契約・許認可への介入禁止）】</p> <p>【解説】 いわゆる「官製談合」への関与や、特定業者への利益誘導（不当な口利き）の禁止です。</p> <p>【違反となる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事の入札において、特定の業者が落札できるよう入札情報の漏洩を求めたり、指名業者に入れるよう働きかけること。 ・ 許認可の要件を満たしていない申請について、特例として認めるよう要求すること。

条文	逐条解説
<p>(9) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこと。議員の後援団体に対する寄附についても、また同様とする。</p>	<p>【第 9 号（不適切な寄附の受領禁止）】</p> <p>【解説】</p> <p>法令に違反しない寄附であっても、「倫理的・道義的」に問題のある寄附の受領を禁じています。</p> <p>「道義的な批判を受けるおそれ」とは、例えば、市から補助金等の決定を受けた直後の企業からの寄附や、市と係争中の団体からの寄附など、対価性が疑われ市民から不信を招くようなものを指します。後援団体を隠れ蓑にすることも後段で明確に禁じています。</p>
<p>(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に関与しないこと。</p>	<p>【第 10 号（反社会的勢力との関係遮断）】</p> <p>【解説】</p> <p>反社会的勢力との関係を一切遮断する規定です。</p> <p>「関与しないこと」には、議員が反社勢力を利用することだけでなく、会合への出席や祝花の送付等を通じて、結果的に反社勢力に利用され威付けに加担してしまうこと（交際）も含まれます。</p>
<p>(11) 正当な理由なく、職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は不正に利用しないこと。</p>	<p>【第 11 号（守秘義務）】</p> <p>【解説】</p> <p>議員活動を通じて知り得た非公開情報や個人情報の適切な取扱いを求めています。</p> <p>特定の業者に便宜を図るための意図的な情報漏えいが違反となるのは当然ですが、「いち早く市民に知らせたい」という善意や自己アピールの目的であっても、情報解禁前の行政情報や委員会の秘密会の内容を SNS 等で発信した場合は本号違反となります。</p>
<p>2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>疑惑が生じた際、審査会や第三者の調査を単に待つ（あるいは逃げる）のではなく、自ら進んで証拠を提示し、事実関係を説明する自浄作用の義務を定めています。</p>

条文	逐条解説
	<p>本項は、議員としての高度な倫理観に基づく自己責任の原則を示しています。審査会による調査が行われる際も、この規定に基づき、議員には最大限の協力が求められます。</p>
<p>(審査請求)</p> <p>第4条 議員又は市民（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項又は第3項の規定による直近の選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者（議員を除く。）をいう。以下同じ。）は、前条第1項の規定に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し、審査を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、次の各号に掲げる当該請求をする者（以下「審査請求者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める書面により行わなければならない。</p> <p>(1) 議員 議員2人以上が連署する書面</p> <p>(2) 市民 市民の総数の100分の1以上が連署する書面</p>	<p>【解説】</p> <p>前条の基準に違反する疑いがある場合の、具体的審査請求権を規定しています。議員からの請求には「2人以上の連署」、市民からの請求には「有権者総数の100分の1以上の連署」というハードルを設けています。</p> <p>政治的な攻撃の手段としての悪用や、個人的な恨みに基づく根拠のない請求を防止し、一定の客観的疑念（署名によって可視化される社会的疑念）がある事案に絞って審査を行うための要件です。</p>
<p>(審査会への審査要請)</p> <p>第5条 議長は、前条第1項の規定による審査の請求があったときは、直ちに浜田市議会議員政治倫理審査会に審査を要請しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>要件を満たした適法な審査請求があった場合、議長は「直ちに」審査会に要請しなければなりません。議長個人の裁量や恣意的な判断で審査をストップさせることは許されません。</p>
<p>(浜田市議会議員政治倫理審査会の設置)</p> <p>第6条 政治倫理の確立を図り、前条の規定による審査の要請に応じて調査審議するため浜田市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 審査会は、審査の要請のあった事項について、その適否及び政治倫理基準に違反すると認められるかどうかを調査審議する。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査会は常設ではなく、請求があった事案ごとに設置される附属機関です。その事案における「適否（そもそも審査になじむ案件か）」と「違反の存否（事実関係）」を調査審議します。</p>
<p>(審査会の委員)</p>	

条文	逐条解説
<p>第7条 審査会の委員は、6人とする。</p> <p>2 委員は、議長が識見者又は議員のうちから委嘱し、又は任命する。</p> <p>3 委員の任期は、当該審査に要する間とする。</p> <p>4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</p> <p>5 委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査会の客観性と独立性を担保するための委員構成と、委員自身の義務を定めています。</p> <p>審査の客観性と公平性を担保するため、委員6人は議長が「識見者（弁護士、学識経験者等の第三者）」又は「議員」から委嘱・任命します。</p> <p>審査会は吊るし上げの場ではなく、客観的な事実認定を行う場であるため、第4項の守秘義務に加え、第5項に基づき委員自身も予断を持たず、私情を交えずに審査に臨む必要があります。</p>
（審査会の調査権限）	
<p>第8条 審査会は、必要があると認めるときは、審査の対象となる議員（以下「審査対象議員」という。）その他相当と認める者を会議に出席させて説明を求め、若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 審査会は、必要があると認めるときは、審査対象議員に対し、資産等に関する書類（以下「資産報告書等」という。）の提出を求めることができる。</p> <p>3 資産報告書等に記載する事項は、議長が別に定める。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査会に強力な調査権限を付与しています。</p> <p>対象議員だけでなく、関係者の出席要求、資料提出要求が可能です。</p> <p>第2項の「資産等に関する書類」は、金銭的な疑惑（第3条第2号や第8号等）を解明する上で不可欠となります。また、提出された資料の取扱いや保管には、通常以上の厳格な守秘義務と情報管理が求められます。</p>
（議員の協力義務）	
<p>第9条 審査対象議員は、審査会からの求めがあったときは、審査会の会議に出席して説明をし、若しくは意見を述べ、又は審査に必要な資料若しくは資産報告書等を提出しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>第3条第2項の「疑惑解明の責務」を具体化したものです。</p> <p>対象議員は審査会の要求を拒むことはできず、誠実に協力する義務を負います。</p>
（釈明の機会の保障）	
<p>第10条 審査会は、審査対象議員から審査会において釈明したい旨を求められたときは、その機会を保障しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査対象議員が一方的に処分されることを防ぎ、自己の正当性を</p>

条文	逐条解説
	<p>主張したり、誤解を解いたりする適正手続の保障を定めています。</p> <p>具体的には、弁明書の提出や、審査会への出席による口頭陳述の機会を付与します。この場は「吊るし上げ」や「尋問」の場ではなく、事実関係を正確に把握するための防御権の行使であるため、審査会側も予断を持たず客観的に聴き取る姿勢が不可欠です。</p>
<p>(虚偽報告等の公表等)</p> <p>第 11 条 審査会は、審査対象議員が資産報告書等の提出を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するとともに、第 14 条に準じた措置を講ずることができる。</p>	<p>【解説】</p> <p>対象議員が調査に非協力的であったり、嘘の報告をしたりした場合の制裁措置です。</p> <p>調査を妨害した事実そのものを「公表」という社会的制裁を下すとともに、違反行為が認定された場合と同様の措置（第 14 条に準じた措置）を講ずることができます。これにより、正当な理由なき調査からの逃亡や隠蔽を強力に抑止します。</p>
<p>(審査結果の報告等)</p> <p>第 12 条 審査会は、第 5 条の規定により審査の要請があったときは、当該要請のあった日から起算して 60 日以内に審査の結果を書面により議長に報告しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を審査請求者（市民にあっては、その代表者）及び審査対象議員に通知するとともに、公表しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査の迅速性を確保するための規定です。</p> <p>審査の長期化を防ぐため、原則として「60 日以内」という標準処理期間を設けています。</p> <p>また、議長に報告された結果は、必ず請求者と対象議員に通知され、市民に「公表」されます。</p>
<p>(審査会の公開)</p> <p>第 13 条 審査会の行う会議は、公開とする。ただし、出席委員の 3 分の 2 以上の同意があるときは、非公開とすることができる。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査の透明性を確保するための規定です。</p> <p>審査会の会議自体も「公開」が原則です。個人のプライバシーに深く関わる場合や、関係者の保護や忌憚のない意見聴取が必要な場</p>

条文	逐条解説
	合等、非公開とするには、出席委員の「3分の2以上」という特別多数の同意を要する厳格な運用としています。
<p>(政治倫理基準違反に対する措置)</p> <p>第14条 審査会は、審査対象議員に政治倫理基準に違反すると認められる事実があるときは、議長に対し、辞職の勧告その他審査会が必要と認める措置を講ずるよう求めることができる。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査結果に基づく議会の自律的措置を定めています。</p> <p>審査の結果、違反が認定された場合、審査会は議長に対して「辞職の勧告」などの措置を講ずるよう求めることができます。議会が取り得る措置の中で「辞職の勧告」は法的な強制力（失職させる力）こそないものの、議会としての意思を明確に示す最も重い政治的・道義的制裁となります。</p>
<p>(審査結果の尊重)</p> <p>第15条 審査対象議員は、第12条第2項の規定による通知において、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査結果及び議長の通知に基づく議員の政治的・道義的責任の取り方を定めています。</p> <p>違反を指摘された議員は、審査会の結論を真摯に受け止め、自らの行動を是正する（場合によっては自ら役職を辞したり、議員辞職を決断する等の）措置を講じなければなりません。</p>
<p>(贈収賄罪等の刑確定後の措置)</p> <p>第16条 議会は、議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条の罪（議員の地位又は職務と無関係な贈賄罪を除く。）により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする（公職選挙法第11条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第127条第1項の規定により当該議員が失職する場合を除く。）。</p>	<p>【解説】</p> <p>本条例の審査請求に基づくプロセスとは別に、議員が職務に関する収賄罪（刑法第197条等）で有罪判決を受け、その刑が確定した場合の措置規定です。</p> <p>公職選挙法等の規定により当然に失職する場合（実刑判決等）を除き、執行猶予等で直ちに失職しない場合であっても、市政に対する重大な背信行為であるため、議会として名誉と信頼を回復するための厳格な措置（辞職勧告決議等）を主体的かつ速やかに講じるこ</p>

条文	逐条解説
	とを宣言した条文です。
<p>(委任)</p> <p>第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査請求書の様式、資産報告書の具体的な記載事項、審査会の議事進行の細則など、条例を実施するために必要な手続的・技術的な事項は、本条の委任に基づき、議長が規則や規程等で定めます。</p>

議会基本条例の運用（採択した請願及び陳情への対応）に係る

各会派意見

会派	意見の概要
浜風の郷	<ul style="list-style-type: none">・進捗管理表の作成・議会 HP に「対応中、一部実施、完了、対応不可」を表示する。
創政クラブ	進捗管理表で分かりやすくやっていくことが望ましい。
市民クラブ	一覧表として調製し年度末に対応状況の報告を求め（前年度 3 月・本年度 6 月・9 月・12 月分を、実施・対応済み・検討中・対応不可と記載）、議会 HP に掲載する。
公明クラブ	採択したものについて、次の議会の初日に執行部に「今後の対応」を聞き取り、進めようとしているものは約 1 年後をめどに進捗状況などを「委員会・全協」で確認する。